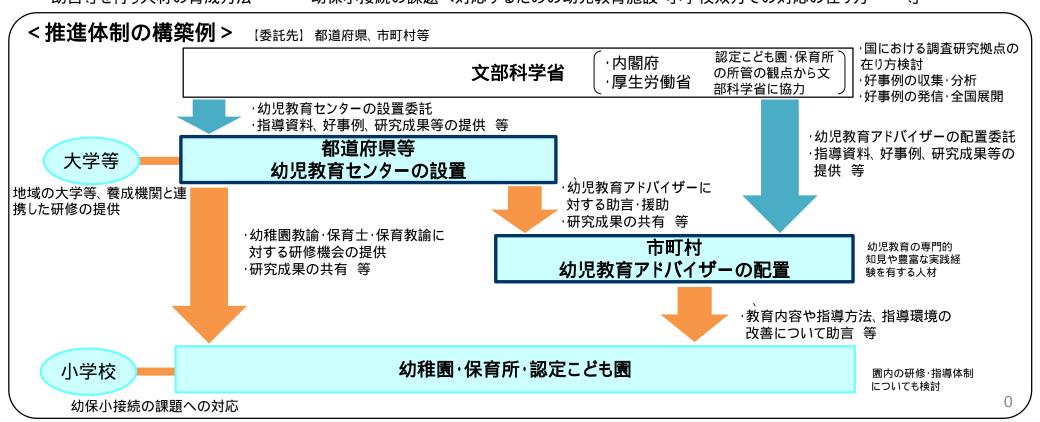
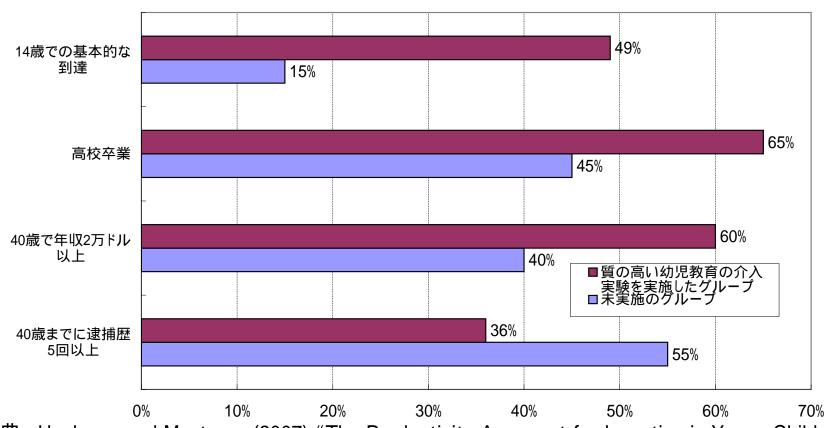
すべての子供に質の高い幼児教育の提供を目指す、子ども・子育て支援新制度の施行により、幼児教育の提供体制の充実が図られているところであるが、提供される幼児教育の内容面についても充実を図る必要がある。 幼稚園・保育所・認定こども園を通して、幼児教育の更なる質の充実を図るため、地域の幼児教育の拠点となる「幼児教育センター」の設置や、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置など、以下の課題等への効果的な対応のために適切な、地方公共団体における幼児教育の推進体制を構築するためのモデル事業を行い、好事例を収集・分析した上でその成果を全国展開する。

都道府県による私立幼稚園・保育所等を含めた研修機会の提供の在り方 研修の提供に当たっての大学等、地域の養成機関との連携 都道府県による域内市町村に対する助言・指導の在り方 市町村による域内の幼児教育施設への助言等の在り方 助言等を行う人材の育成方法 幼保小接続の課題へ対応するための幼児教育施設・小学校双方での対応の在り方 等



幼児教育の教育的・社会経済的効果

質の高い幼児教育を受けることにより、その後の学力の向上や、将来の所得向上、犯罪率の低下等につながるという調査結果が示されている。



出典: Heckman and Masterov (2007) "The Productivity Argument for Investing in Young Children" 「ペリー就学前計画」とは、1960年代のアメリカ・ミシガン州において、低所得層アフリカ系アメリカ人3歳児で、学校教育上の「リスクが高い」と判定された子供を対象に、一部に質の高い幼児教育を提供し、その後約40年にわたり追跡調査を実施しているもの

幼児教育の重要性に関する認識の高まり

①教育基本法の改正(平成18年)

新たに条を設け、幼児教育の重要性、国や地方公共団体による振興等について規定

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

②学校教育法の改正(平成19年)

学校種の規定順が見直され、幼稚園が学校教育の始まりとして最初に規定されるとともに、「義務教育及びその後の教育の基礎を培う」ものであることを明記

第二十二条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

教育振興基本計画(平成20年)

我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、教育基本法に基づき策定。エビデンスに基づく施策の実施が求められるとともに、幼児教育についても基本的方向に対応する施策として盛り込まれた。

- 第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策
- (3)基本的方向ごとの施策

基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基礎を育てる <u>幼児期における教育を推進する</u>

第2期教育振興基本計画(平成25年)

第1期計画を見直し、平成25年度~平成29年度の計画として新たに策定。幼児教育も基本的施策のひとつとして位置付けられた。

四つの基本的方向性に基づく方策

- 1. 社会を生き抜く力の養成
- (1)主として初等中等教育段階の児童生徒等を対象にした取組

基本施策5 幼児教育の充実

子ども・子育て支援新制度開始(平成27年)

全ての子供に質の高い幼児教育・保育、子育て支援の提供を目指す、子ども・子育て支援新制度の開始。

子ども・子育て支援法第六十条の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年内閣府告示第159号)

- 第二 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項 一 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方 子ども・子育て支援制度は質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて全 ての子どもが健やかに成長するように支援するものであり、市町村、都道府県及び国は、それぞれの役 割に応じて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の質の確保及び向上を図ることが必要
 - 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(28年~)

全国的な水準確保のため、国が法令に基づき定めている大綱的基準。教育内容面について、それぞれ整合性が図られている。これまで概ね10年に一度改訂。

(今後の予定:幼稚園教育要領の場合)

平成28年度内 中央教育審議会より答申

平成29年度内 新しい幼稚園教育要領の周知・徹底(解説・指導書の配布)

平成30年度~ 新いい幼稚園教育要領の全面実施予定

OECDにおける幼児教育分野の取組

OECDにおいても、幼児教育の重要性への認識の高まりを受け、2007年(平成19年)に、各国の幼児教育・保育政策に関する情報交換及び議論の場として、ECEC (Early Childhood Education and Care)ネットワークを設置した。

これまでの取組

年に2回開催のECEC Network会議での情報交換 Starting Strong(OECD保育白書)の発行 参加各国の政策分析 等



Starting Strong III: A Quality Toolbox for Early Childhood Education and Care (2012年1月発行)

Starting Strong : Monitoring Quality
In Early Childhood Education and Care
(2015年10月発行)

2015年~2019年に実施が検討されている取組

ECEC Outcome Survey

幼児期において、どのような力が身についているかを分析し、国際比較することを目的とした調査。 いわゆる「ECEC版PISA」。

<u>幼児期に身につけるべき能力とは何か、どの</u>ように計測すべきかが議論されている。

ECEC Staff Survey

幼児教育に携わる教職員について、活動内容や勤務時間等を調査するもの。いわゆる「ECEC版TALIS」。

<u>どのような項目を調査すべきかが議論されている。</u>

幼児教育の質向上の課題 (現場における現状・課題)

現場における現状・課題

「保育者の資質の維持、向上」は幼稚園、保育所、認定こども園いずれにおいても保育実践上、運営上における最も重要な課題と認識 されており、国の課題認識と共通。

< 幼児教育施設における保育実践上、運営上の最重要課題 >

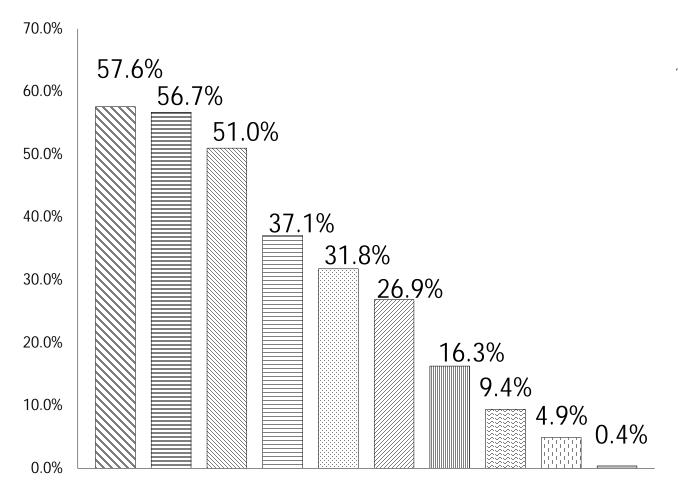
	1位		2位		3位	
全体	保育者の資質の維持、向上	21.8	保育者の確保	13.4	施設・設備の充実	7.5
国公立 幼稚園	保育者の資質の維持、向上	23.0	施設・設備の充実	7.7	新たな園児の獲得	7.5
私立 幼稚園	新たな園児の獲得	19.8	保育者の資質の維持、向上	18.1	予算(補助金、保育料など)の確 保	11.3
公立 保育所	保育者の資質の維持、向上	23.1	保育者の確保	15.2	園の統廃合	7.5
私立 保育所	保育者の資質の維持、向上	22.1	保育者の確保	16.6	予算(補助金、保育料など)の確 保	9.3
認定 こども園	保育者の資質の維持、向上	23.0	予算(補助金、保育料など)の 確保	12.2	保育者の確保	7.9

幼児教育の質向上の課題 (現場における現状・課題)

現場における現状・課題

幼稚園教諭等の資質維持、向上のための研修参加には日程調整や、時間確保が大きな課題となっている。

<園外研修に保育者を参加させるうえでの課題>



一日程の調整が困難である

時間の確保が困難である

代替職員の確保が困難である

研修会場が遠い

必要経費(旅費等)の確保が困難である

研修への意欲が保育者によって異なる

研修の成果を実感しに〈い

保育者を参加させたい研修メニューがない。 い

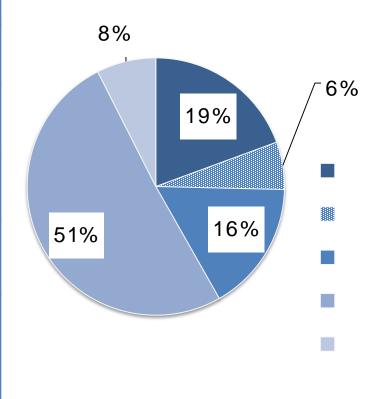
研修に関する情報の入手が困難である

その他

(出典)「幼児教育の質を高めるための教員等の研修について ~ 認定こども園における研修(園内・園外)の実情と課題 ~ 」(平成21年度文部科学省委託調査)

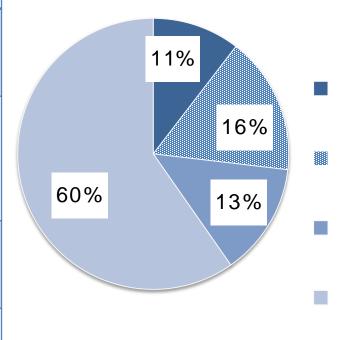
幼児教育センターの設置の有無

選択肢	都道府県 ・政令指定都市数 (割合(%))
既に設置している	13 (19.4)
設置に向けた準備をしている	4 (6.0)
設置を検討中	11 (16.4)
設置の予定はない	34 (50.7)
組織としてセンターはないが、部署 間の連携等により、センター機能を果 たす体制を整備している又は検討中	5 (7.5)

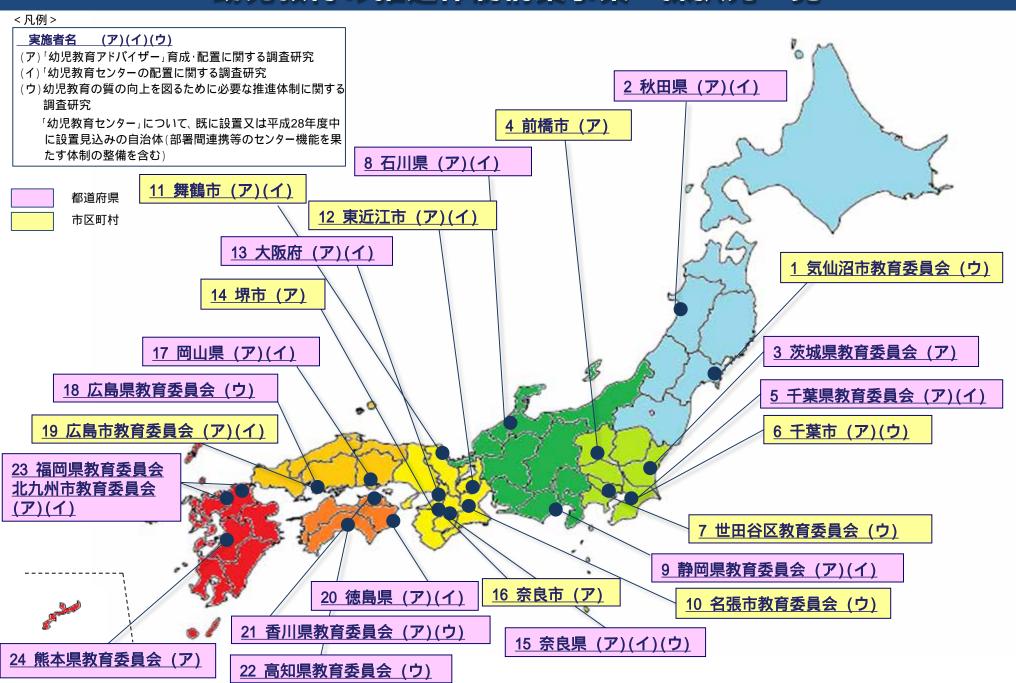


幼児教育アドバイザーの配置状況

選択肢	都道府県 ・政令指定都市数 (割合(%))
都道府県・指定都市において配置している	7 (10.4)
都道府県において配置するとともに、域内 の市町村においても配置している市町村があ る	11 (16.4)
域内の市町村において配置している市町村 がある	9 (13.4)
配置していない	40 (59.7)



幼児教育の推進体制構築事業 採択先一覧



(参考)幼稚園教育要領について

概要

<u>」の</u> 切稚園教育要領は、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、 国が学校教育法に基づき定めている大綱的基準。これまで概ね10年に一度改訂が行われてきた。

根拠規定

学校教育法

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

学校教育法施行規則

第38条 <u>幼稚園の教育課程その他の保育内容については、</u>この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として<u>文部科学大臣が別に公示する</u> 幼稚園教育要領によるものとする。

昭和23年刊行

概ね10年ごとに改訂

平成20年改訂

現在

保育要領(文部省刊行)

・最初の幼稚園・保育所・家庭における幼児教育の手引

幼稚園教育要領(文部科学省告示)

・ 幼小接続や預かり保育等の子育ての支援を充実

・現在、中教審において、幼児教育の在り方 を審議中(28年度中目途に答申予定)

現行の幼稚園教育要領の構成

第1章 総則

幼稚園教育の基本

教育課程の編成

預かり保育・子育て支援

第2章 ねらい及び内容

領域「健康」 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

領域「人間関係」他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。

領域「環境」 周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

領域「言葉」 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚

や言葉で表現する力を養う。

領域「表現」 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

- 第1 指導計画の作成に当たっての留意事項
 - ・特に留意する事項として、 安全に関する指導、障害のある幼児の指導、小学校との連携等を規定
- 第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項